

長井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 29,538	千円 11,529,767	千円 225,038	千円 2,030,954	% 17.6	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

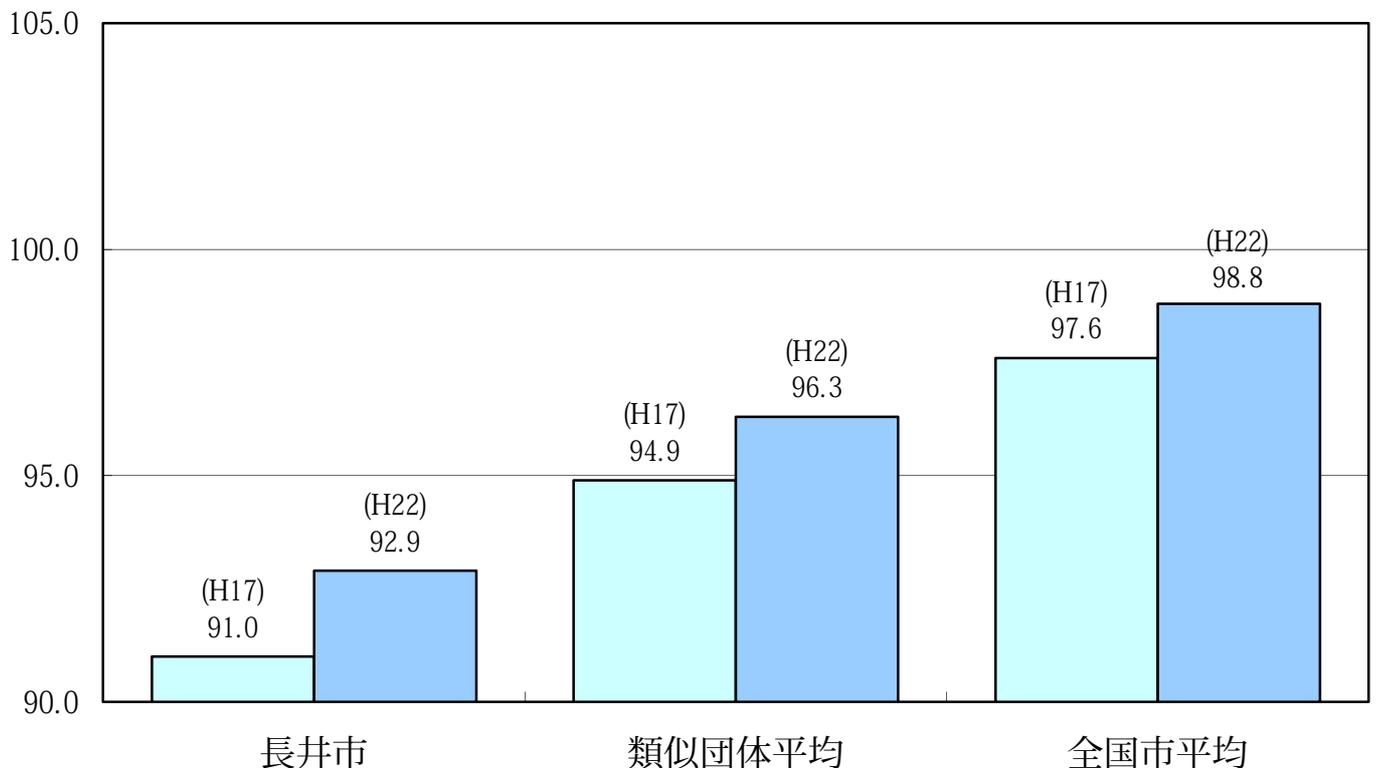
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 219	千円 884,563	千円 116,451	千円 330,459	千円 1,331,473	千円 6,079	千円 5,855

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ・特別職給料の減額（5%）
- ・管理職手当の定額化

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧 告 (改定率)		
22年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% △0.19	% △0.19

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
※長井市は人事委員会を設置していない。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧 告 (改定月数)		
22年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※長井市は人事委員会を設置していない。

2 一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	—	—	—	—
最高号給の 給料月額	243,700	356,600	390,500	390,500	403,000	425,100	—	—	—	—

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長井市	44.0 歳	328,500 円	383,502 円	351,187 円
山形県	43.9 歳	351,400 円	426,400 円	379,300 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	327,906 円	374,248 円	352,866 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
長井市	46.0 歳	16 人	316,600 円	339,425 円	337,475 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	44.8 歳	6 人	309,000 円	346,567 円	339,717 円	自動車運転手	46.1歳	175,500	1.97
うち用務員	46.2 歳	9 人	319,900 円	334,667 円	334,942 円	用務員	53.8歳	213,600	1.56
うち調理師	—	—	—	—	—	—	38.7歳	205,800	—
うちその他	*	*	*	*	*	—	—	—	—
山形県	43.4 歳	564 人	318,900 円	357,400 円	340,500 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	48.8 歳	29 人	299,737 円	320,479 円	310,712 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
長井市	—	—	—
うち自動車運転手	5,515,904	2,353,600	2.34
うち用務員	5,379,204	3,008,200	1.94
うち調理師	—	2,764,800	—
うちその他	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成19年～21年の3ヶ年平均）

※「賃金構造基本統計調査」は、厚生労働省が実施し、企業規模10人以上の企業を調査したもの。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※市の技能労務職には、一般行政職と同様、業務に従事している職員を含み、民間従業員には、パート労働者、契約社員、アルバイト等を含む。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報の観点から対象となる職員が1人又は2人の場合は「アスタリスク（*）」としている。

（注）1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		長 井 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,600 円	— 円
	中 学 卒	— 円	125,400 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円
〇 〇 職	大 学 卒	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（22年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	252,000 円	306,500 円	343,500 円
	高 校 卒	224,200 円	273,400 円	297,700 円
技能労務職	高 校 卒	234,600 円	— 円	299,800 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円
〇 〇 職	大 学 卒	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円

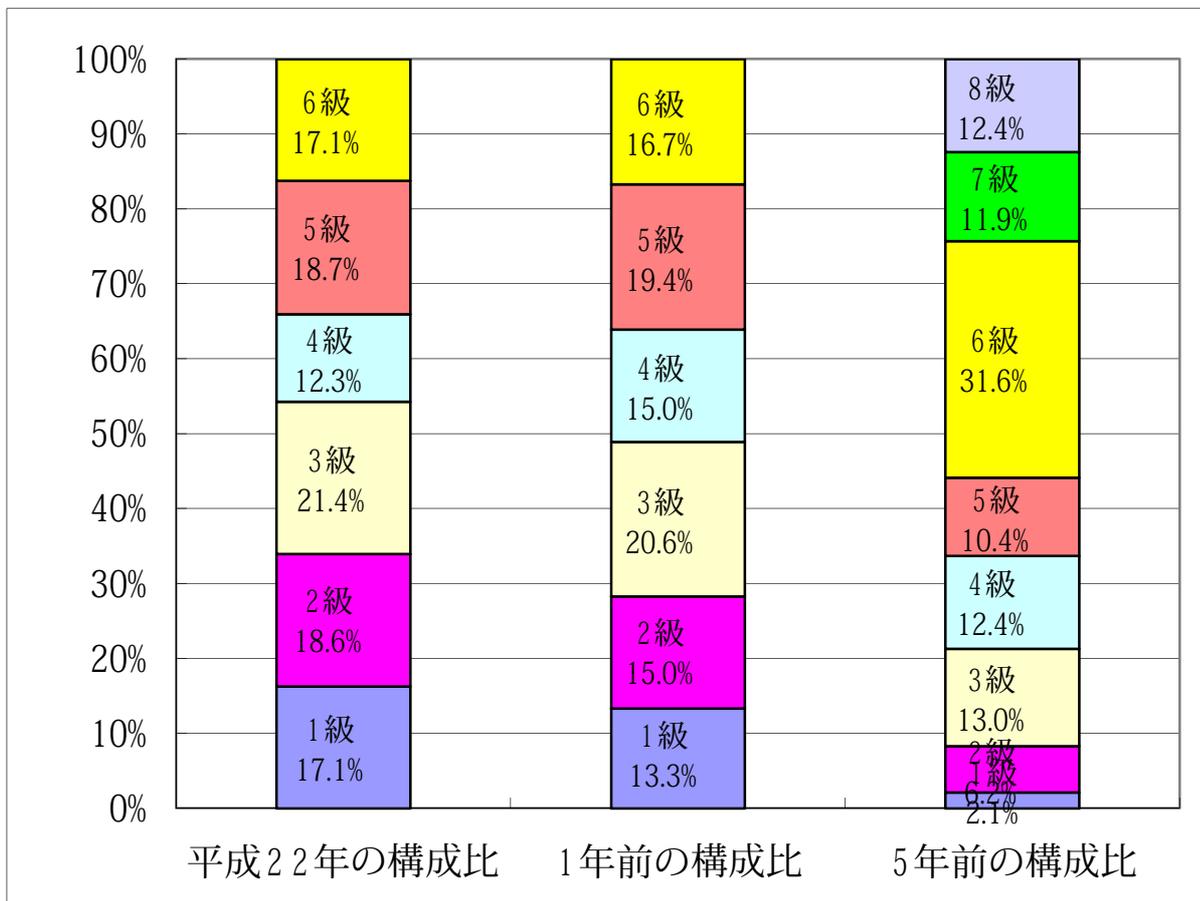
※「—」は該当者がいないことを示す

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、主幹	32 人	17.1 %
5 級	補佐	35 人	18.7 %
4 級	主査	23 人	12.3 %
3 級	係長	40 人	21.4 %
2 級	主任	25 人	13.4 %
1 級	主事、技師	32 人	17.1 %

- (注) 1 長井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、毎年1月1日に、1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 井 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,519 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,606 千円	-
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.25 月分 (0.60) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

6月1日、12月1日を基準日とし、基準日以前6箇月の勤務実績に応じて支給しています。

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

長 井 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	(退職時特別昇給 なし)		その他の加算措置		
在職時の職務の級に応じ調整額を加算			在職時の職務の級に応じ調整額を加算		
定年前早期退職特別措置(2~20%)加算			定年前早期退職特別措置(2~20%)加算		
1人当たり平均支給額	24,849 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		— %	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

※18年4月1日全廃

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	46,238 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	211 千円
支給実績 (21年度決算)	45,844 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	209 千円

(注) 時間外手当には休日勤務手当を含む

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者13,000円、一般の扶養親族は6,000円 (配偶者がいない場合はうち1人のみ11,000円) 扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 	同じ		27,159 千円	228,226 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 限度額 27,000円 (月額12,000円を超える家賃を支払っている場合) 	同じ	<ul style="list-style-type: none"> 借家 限度額 27,000円 	6,196 千円	76,493 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 通勤距離が片道2km以上である場合に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 25,400円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用 市と同じ 交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異なる) 	7,805 千円	54,201 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 課長41,500円~51,900円 主幹30,100円 	異なる	課長級の一部、主幹級の手当異	10,653 千円	343,645 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時~午前5時 100分の25 	同じ		- 千円	- 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 本庁所在地4級地 扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円 	同じ		14,529 千円	65,742 円

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	699,200 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	()	(736,000 円)	1,010,000 円/	450,000 円	
	副 市 長	561,450 円	800,000 円/	347,500 円	
	()	(591,000 円)	円/	円	
報 酬	議 長	435,000 円	495,000 円/	274,000 円	
	()	(- 円)			
	副 議 長	385,000 円	440,000 円/	234,000 円	
	()	(- 円)			
議 員	議 員	360,000 円	400,000 円/	220,000 円	
	()	(- 円)			
	期 末 手 当	市 長	(22年度支給割合)		
		副 市 長	減額前の給料月額に40%を加算した額の2.90月分		
議 員	議 長	(22年度支給割合)			
	副 議 長	報酬月額に30%を加算した額の2.90月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	73.6万円×在職月数×0.567	20,030,976	任期ごと	
	()	59.1万円×在職月数×0.331	9,389,808	任期ごと	
	備 考	-	-	-	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

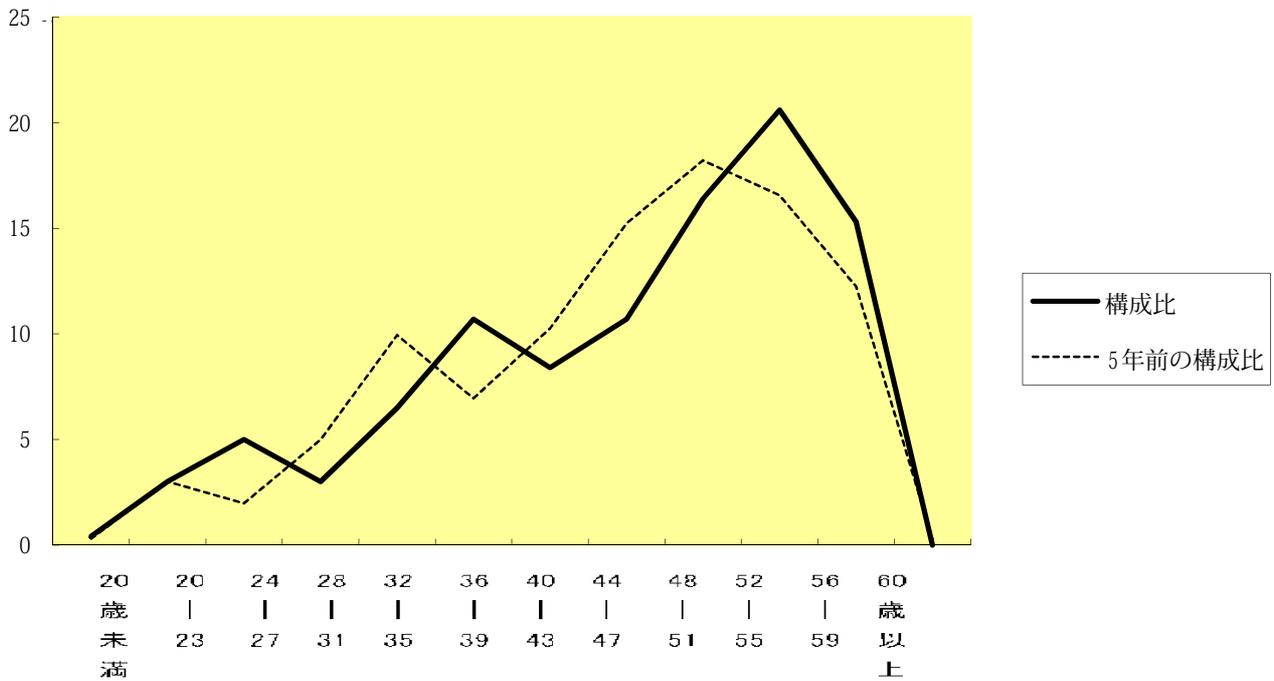
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	64	66	2	事務事業の見直し
		税務	17	17	0	
		民生	39	36	△ 3	事業の統廃合縮小
		衛生	17	16	△ 1	事業の統廃合縮小
		労働	1	0	△ 1	事業の統廃合縮小
		農林水産	17	18	1	事務事業の見直し
		商工	9	11	2	事務事業の見直し
		土木	19	20	1	事務事業の見直し
		計	188	189	1	<参考> (人口10,000人当たり職員数 63.98 人) (類似団体の人口10,000人当たり職員数 72.08 人)
	教育部門	32	33	1	事務事業の見直し	
小 計	220	222	2	<参考> (人口10,000人当たり職員数 75.15 人) (類似団体の人口10,000人当たり職員数 97.5 人)		
公営企業等会計部門	水道	10	10	0		
	下水道	10	9	△ 1	事業の統廃合縮小	
	その他	22	22	0		
	小 計	42	41	△ 1		
合 計		262 [403]	263 [403]	1 [0]	<参考> (人口10,000人当たり職員数 89.03 人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。教育長を含む。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



H22. 4. 1

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	14人	16人	7人	17人	29人	27人	21人	45人	49人	36人	0人	262人

※教育長を除く。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	227	226	212	193	188	189	△38 (△16.74%)
教育	36	35	36	35	32	33	△3 (△8.33%)
消防							() (%)
普通会計計	263	261	248	228	220	222	△41 (△15.59%)
公共企業等会計計	39	39	41	43	42	41	2 (5.13%)
総合計	302	300	289	271	262	263	△39 (△12.91%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。教育長を含む。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 610,590	千円 9,374	千円 69,565	% 11.4	% 11.8

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
21年度	人 10	千円 45,458	千円 6,601	千円 17,506	千円 69,565	千円 5,957

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,567

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

1(3) 参照

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長井市	51.8 歳	394,133 円	541,342 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 井 市		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額（21年度）		1人当たり平均支給額（21年度）	
1,751 千円		1,609 千円	
（21年度支給割合）		（21年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	月分	月分
（ 1.50 ）月分	（ 0.70 ）月分	（ ）月分	（ ）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%			

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

長 井 市			団 体 平 均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続21年	— 月分	— 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	（退職時特別昇給 なし）		その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（2～20%）加算					
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	15,624	千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	—	%

※18年4月1日全廃

オ 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	2,788	千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	279	千円
支給実績（20年度決算）	2,671	千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	242	千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者13,000円、一般の扶養親族は6,500円（配偶者がいない場合はうち1人のみ11,000円） ・扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 	同じ	—	1,686 千円	168,600 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 限度額 27,000円（月額12,000円を超える家賃を支払っている場合） 	同じ	—	120 千円	12,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 25,400円 	同じ	—	608 千円	60,800 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長 51,900円 ・主幹 30,100円 	同じ	—	689 千円	68,900 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 10分の25 	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁所在地4級地 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 	同じ	—	710 千円	71,000 円